

## 会議録要旨

会議名	令和7年度 山陽小野田市空家等対策協議会（第2回）
開催日時	令和8年1月26日(月) 14時00分～14時50分
開催場所	山陽小野田市役所 第二委員会室
出席者	古川副市長（会長代理）、瀬口潤二委員、石部智子委員、井口眞委員、小倉敏幸委員、山崎高志委員、村上景二委員、山本康嗣委員、吹金原信夫委員、以上9名
欠席者	岡田卓司委員
事務局	市民部 梅田部長 市民部生活安全課 熊野課長、山田課長補佐、末富主任、中村主事
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等活用促進区域設定後の進め方</li> </ul>
会議要旨	<p><b>2 議題 空家等活用促進区域の状況</b></p> <p><b>【委員】</b></p> <p>情報共有してくれる人が12/46で約1/4は少ない。 そもそも相続者が分からぬという問題もあるのだろう。死亡届が出された時点で財産・相続人把握を進める仕組み等を進めることができないか。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>現在区域内で相続人が分からぬ物件は3件。税務課の情報の閲覧（空家法に基づく）が可能で納税義務者経由で文書を送ることは可能。文書未読が多く、近辺に住んでいる方には訪問での説明により協力が得られる事例があるため接触を継続していきたい</p>

**【委員】**

所有者等が亡くなったときの登記や所有者不明な場合の対策

**【委員】**

災害が起きた時は法務局が調査を行い職権による滅失登記を行っている。所有者の方が亡くなられたときや所有者不明な場合の空き家は今のところ何かすることはない。所有者不明土地問題の関係で相続登記等不明土地解消事業というものを行っており、要望を頂ければその土地の所有者を探索し情報を市の方へ提供する制度。今は土地だけだが建物についても行うよう検討している。

**【委員】**

所有者が遠方に住んでいて家財が残った状態で放置していると片付け困難で活用に踏み切れない事例もあるのではないか。何か家財処分も含めた支援が必要なのではないだろうか。

**【事務局】**

現行リニューアル補助金は家財処分対象外。空き家バンクに登録された物件は家財処分補助があるが、居住用に限るので促進区域内は店舗目的というところから制度が噛み合っていない。家財処分対象化については検討する。

**【委員】**

補助金を使うのは相続人のうち一人ができるのか

**【事務局】**

相続人全員の同意が必要。個人の財産であるので相続人全員で話し合ったうえで決めていただきたい。

相続関係が複雑な案件もあるだろうが、そういった場合は市の方からもできる限りサポートしようと思う。

	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相続登記をしなければ罰則規定はあるのか</li><li>・補助金の額は妥当であるか</li><li>・現在相談件数は 2 件だが、広報は今後どういう方針で進めていきたいか</li></ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相続登記・住所氏名の義務化どちらも罰則有するに罰則が下るわけではないが、どうするべきか検討中である。</li><li>・解体費用も上がっているので焼け石に水程度。</li></ul> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・司法・不動産団体 2 団体に情報提供をし、情報を得られるように進めている。広報にも引き続き掲載する。</li></ul> <p>【会長代理】</p> <p>委員のみなさまから貴重な意見が出た。相続のことなど難しいところもあるが、いただいた意見を参考にし、制度等見直しを検討していただきたい。</p>
3 閉会	